

表5 はるにれの里 緊急対応ケース3・4

	ケース3	ケース4
概況	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護事業所に通所 ● 知的障がい・脳性マヒ ● 生活介護・居宅介護・短期入所利用 ● 父母・本人 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護事業所に通所 ● 自閉症・知的障がい ● 生活介護・居宅介護・短期入所利用 ● 父母・ご本人
ニーズ	本人が全身麻酔での痔の手術のため1泊入院することになったが、家族が付き添うことが、できない状況の為困っていた。	自宅でデグレール12包1度に飲んでしまった。意識が朦朧として、立ち上がろうとしても立てない昏睡状態となり、ご家庭にて救急車を呼び、救急救命センターに入院することになり、母親仕事、父親夜勤明けのため、病院での見守りを事業所に依頼した。
初期対応	居宅事業所に相談し、術前の診察は通院介助を利用し、手術・入院時では、病院付添いは居宅事業の制度サービスが使えない為、事業所のパーソナルサービス（私的契約）を利用し、一泊の付き添いでのサービス調整を母と居宅事業所とで行った。	居宅介護事業所ですぐにはスタッフ態勢の対応調整ができず、午前夜勤明けの父親が対応することとなった。午後から事業所のパーソナルサービスで、スタッフの付き添い対応となった。その後、事業所スタッフが退院準備と退院後の送迎を行った。入院先では胃洗浄と活性炭の投与処置を受けた。
早期対応		
継続支援①	手術は全身麻酔であったが、その後、麻酔から覚めた後の病院での見守り・介護を事業所スタッフの方で対応した。	
継続支援②		本人火災報知機に強いこだわりがあり、動ける状態になると押してしまうのが心配であったが、救急救命センターでは、夜間本人のみの入院で良いと言われ、両親は帰宅。退院当日、急な依頼に居宅介護事業所での対応で父母の負担は軽減された。
継続支援③	本人が病院での不安感や動き回ったししないかと心配であったが、事業所スタッフの方で見守り・介護の対応した。	
支援機関	居宅介護事業ぽけっとでのパーソナルサービス	居宅介護事業ぽけっとでのパーソナルサービス
補足事項	現行の制度では、病院の付き添いに身体介護等のヘルパーが利用できないので、私的契約によるパーソナルサービスの利用。	現行の制度では、病院の付き添いに身体介護等のヘルパーが利用できないので、私的契約によるパーソナルサービスの利用。
最終状況	●ご本人の退院・帰宅を以って終了。	●ご本人の退院・帰宅を以って終了。

(2) 社会福祉法人高水福祉会（長野県飯山市）

社会福祉法人高水福祉会の調査結果のまとめを表6に、緊急対応における事例について、表7～10に示した。

表6 高水福祉会 事業概要のまとめ

事業実施法人名	社会福祉法人高水福祉会
事業対象福祉圏域	長野県北信圏域
圏域の概況	<p>○地域の特徴</p> <p>長野県最北端に位置し、県最北6市町村が構成する圏域である。人口は約9万人。後にも述べるが、その内障がい者（身体・精神、知的手帳保持者）は約6千人である。</p> <p>障がい福祉関係では昭和54年に高水福祉会が設立され、以後同法人が圏域全体の障がい福祉を中心的に担っている状況である。これに関しては良く言えば圏域全体を一体的・統一感を持って事業を展開できるが、逆に同法人の事業展開によっては圏域全体の障がい福祉の質等に影響を及ぼし、方向性が左右されるとも言える。</p> <p>平成10年には全国に先駆けて同法人により障がい者相談支援センターを設立しケアマネジメントの手法を取り入れた事業を展開する。</p> <p>○現在の事業状況（障害関係事業）</p> <p>相談支援事業➡4カ所（基幹型1・指定特定8内一般5）</p> <p>入所支援事業所➡2カ所（飯山市、中野市に各1箇所）</p> <p>短期入所事業所➡6カ所</p> <p>生活介護事業所➡3カ所</p> <p>就労継続B型事業所➡2カ所</p> <p>就労移行支援事業所➡1カ所</p> <p>居宅介護事業所➡1カ所</p> <p>共同生活援助事業所➡14カ所</p> <p>自律訓練事業所➡1カ所</p> <p><圏域の概況></p> <p>1. 障害者数（手帳所持者）5、951人</p> <p>①障害児・知的障害者：823人</p> <p>②身体障害者：4,442人</p> <p>③精神障害者：686人</p> <p style="text-align: right;"><平成26年4月現在></p> <p>※何らかのサービスを受けている実数：約700名（計画相談対象者）</p> <p>2. 資源状況</p> <p>入所系施設2カ所（約80人）</p> <p>短期入所6カ所</p>

	<p>通所系施設 10カ所 居宅介護事業 2カ所 児童デイ（放課後等デイサービス）2カ所 児童発達支援センター0カ所 相談支援事業（委託：基幹型）1カ所 グループホーム23カ所（約130名）</p> <p style="text-align: right;"><平成26年4月現在></p>
<p>モデル事業を行う 事業形態 ※事業スキーム図 （必要に応じて）</p>	<p>●目的 地域の在宅障がい者とそのご家族に対して24hの緊急時介入支援を行う（出向き支援・緊急受け入れ支援）。</p> <p>●法人所有の物件を利用してレンタカーを置き、緊急時の出向き、受け入れ支援を行う。</p> <p>●利用事業事業 短期入所 居宅介護</p> <p>●スキーム</p> <p>①コーディネーター（のぞみの郷高社所属（他事業所職員兼務有り））は事前会議等で登録された登録者に対して、登録内容に基づいて24hの電話相談、実働支援員の出動を要請、指示を行う。登録内容には危機発生条件、終結条件、提携受け入れ事業所等を明記。</p> <p>②実働支援員はコーディネーターの指示と登録書の支援内容に基づき危機介入支援を行い、支援を終結させコーディネーターに支援終了の報告を行う。</p> <p>③コーディネーターは必要があれば、後日新たな危機介入支援の追加、または危機に至らぬための日中、夜間全体を含めたサービス調整、支援会議を行う。</p> <p>①に戻る</p>
<p>支援体制</p>	<p>コーディネーター6名（他事業所兼務有り・5日毎自宅待機） 実働支援員10名（他事業所兼務有り・月約3回の自宅待機）➡待機日2000円/日 各々の登録書に表記される危機介入受付時間に沿って実働支援員の待機時間の調整を行う（日中業務の勤務調整等）。</p>
<p>財源等</p>	<p>厚労省科学研究事業補助金 ※今後の事業展開にあたってはのぞみの郷高社収益から待機費等の人件費に充てて行く。</p>

<p>現状の支援体制の 評価</p>	<p>在宅利用者の保護者等の声では 「地域移行」と言っているが、短期入所は使いたい時に使えず（緊急時）いつも予約で一杯。グループホームも一杯で選択肢にならない。在宅支援は不十分。夜間何かあった時の在宅支援もない。何処に相談して良いか解らない。</p> <p>24h 困った時に電話できる場所、緊急時受け入れてくれる場所、緊急時駆けつけてくれるサービスが欲しい。との声が聞かれる。</p> <p>よって今回の事業は「とても有り難い」「嬉しい」との声が登録者から聞かれた。また今後の展開にも大きく期待する部分があるとの登録者、登録者以外の方からの評価。実際にこれまでの補助金事業においては「24h 電話できる場所が「ある」というだけで安心。その安心があると無いとでは全く生活の安心感が違う」との感想を頂いている。</p>
<p>圏域の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の実践とは直接関係してこないが、今後を踏まえてこれまでの危機介入支援実践から考えると、地域定着支援の支給に関して事業者、計画者と行政の間で制度理解に齟齬がある。 ハイリスク家庭（母子家庭、強度行動障害の息子と家族、高齢、介護必要な家族が当事者以外に居る場合等々）、家族があっても支援や介助が難しい、期待できない場合に対して地域定着支援が利用できない。結局不当な短期入所や入所、GHに至ってしまう。→今後の財源とも深く関係してくる。 ・母子家庭等の「当事者」による家族支援が見込まれない家族においては、サービスが途切れる日が2日～3日あった場合、介護者の健康状態変化に至った場合、だれも通報等はしてくれない。定期巡回のサービスの必要性が上がっている。今回の事業では体制整備できず実施はできなかった。→今後地域定着支給の範囲に入れば良いが。 ・緊急時短期入所の利用が難しい場合がある。現在も入所施設等で定員を超えて対応しているが、入所利用者に迷惑をかけて受け入れている状況。常に空床を保障する事業所はない。→来年度の事業で緊急時受け入れ用に2床整備する。
<p>その他 ◎モデル事業の 枠組み</p>	<p>計画相談を利用する700名の内無作為に20名の方に緊急支援の必要性についてのアンケートを行った。結果は切実な回答あり、この事業の必要性を改めて感じると共に、制度の整備（地域定着支援等）の必要性を感じた。</p> <p>今回5名の方を登録して頂いたが、実際の出勤は0であった。電話相談も4件であった。</p> <p>今回のモデル事業開始前より、法人では緊急時支援事業は開店休業状態が理想であり、日中、余暇、暮らし（居宅介護、行動援護）、権利擁護の4本柱を面的に整備できていれば緊急相談等は限りなく少なくなると考え</p>

	<p>ていた。そういった意味では面的整備はこの圏域は充実している。 今回の5名の登録者も例外ではなく、面的な支援により危機状況を軽減したと感じる。</p> <p>モデル事業と並行して実際に27年度から28年にかけてモデル事業の機能を含む「総合安心センター」開所に向けて新規に建物を建築。補助金申請、設計、着工を行い現在2期工事中1期工事が終了。 27年度より2期工事を進めて行く予定。</p>
--	--

表 7 高水福祉会 緊急対応ケース 1・2

	ケース 1	ケース 2
概況	母子家庭。 息子：24歳自閉症。強度行動障害。 母：持病（乳がん）の為体調管理、通院必要。 息子のこだわりから、粗暴に対して母は対応苦慮。疲弊。	核家族（父母息子の3人） 息子自閉症、強度行動障害。激しい粗暴、破壊、自傷、飛び出しにより家族は対応苦慮。疲弊。
ニーズ	息子が他人の家の庭に行つて石を全て掘り出している。何とかしてほしい。	息子がパニックとなつて暴れている。家族ではどうにもできない。何とかしてほしい。
初期対応↓	電話相談によりお母さんのこれまでの方法で自宅に連れも出せないか等助言。 実際にお母さん行つが無理であつたと再度電話連絡あり。	電話相談が来た時点でこれまでの経過から家族では対応難しいとの前提事項。居宅介護事業所に連絡。 居宅事業所ヘルパーが身体介護支給で出向き、服薬、スケジュール掲示、見守り就寝までの支援を行う。
早期対応↓	居宅介護事業所に連絡。身体介護の支給でヘルパーが出向き、拘りを石から他に移して自宅に戻る事ができる。	
継続支援①↓	息子が利用している日中事業所と行政、母、相談員が会議の中で、こういった状況に至らない方法と、同状況となつた場合の効果的支援を検討。	関係機関で会議を継続して行い、緊急時には居宅介護ヘルパー出向き、支給も行政了解の元行つて行くことを確認。
継続支援②↓	同じ状況となることは少なくなる。あつたとしてもお母さんの対応で何とかなる。	
継続支援③↓	しかし、そうしようも無い時は相談員にTEL。提携居宅介護事業所に連絡して出向いて解決。	状況は変わらず、居宅事業所ヘルパーの出向き支援は継続的に行われるが、御家族はそれでも疲弊続く。
支援機関	居宅介護事業所 指定特定相談事業所 日中活動事業所（生活介護）	居宅介護事業所 指定特定相談事業所 生活介護
補足事項		
終結状況	現在も相談員、居宅介護事業所協力の元24h電話相談受付、緊急時出向き支援継続	居宅介護事業所による緊急時支援を継続的に行つていたが、家族の疲弊は改善されず、とにかく息子と離れたいという気持ちが強くなつてしまひ。GHへ入居。現在はGHと週末の帰省で安定。

表 8 高水福祉会 緊急対応ケース 3・4

	ケース 3	ケース 4
概況	小学4年生。知的障害と熱性けいれん、ADHD傾向あり、飛び出しある。三人家族。父母、息子の落ち着かない様子や、癩癩に、強い口調で対応。行動援護の支給があり、2週に1日、事業所を利用している	ご夫婦で知的障害があり、お付き合いの時点から、「そんな関係はみとめない」といった、義父からの虐待が日常的にある。
ニーズ	母親が怪我。自宅療養中に学校から息子発熱したので、通院してほしいと連絡があった。自分では迎えも通院もできないので何とかしてほしい。	妊娠を気に、身の危険を感じた妻から、市に相談があり、基幹型の相談、通院先のワーカー、夫の通い先（就労B）サビ管につながった。
初期対応↓	母は計画相談員に連絡し、行政がタクシーでの通院付きそいを行動援護で代替してよいと確認したうえで、最寄りの居宅介護事業所に依頼。 居宅介護事業所は学校へ行き、タクシーと一緒に乗車。通院。	緊急の支援会議により、ご本人のご希望するアパートが見つかるまで、GH事業所管理のアパートに引っ越し、居宅介護を使いながら支援する方向性がきまる
早期対応↓		
継続支援①↓	関係者会議の中で今後もこのような事があった場合居宅介護事業所対応で緊急支援を継続することを確認。	
②継続支援↓		
継続支援③↓		
支援機関	居宅介護事業所 指定特定相談事業所	居宅介護事業所 指定特定相談事業所 就労継続B型事業所 病院
補足事項		
最終状況	緊急時のサービス利用の了解を得て家族は安心して暮らしている様子。	関係者による定期的な会議の中で、細かい課題（お金の管理、食事の栄養管理、適切な服薬）を話し合いながら、生まれたお子さんとの今後の関係を、制度的にも、夫婦の気持ちをいう面からも、検討している。

表9 高水福祉会 緊急対応ケース5・6

	ケース5	ケース6
概況	認知症祖母、祖父、母と自閉症の息子4人で生活（父は出稼ぎ）。 息子は一定の決まり事に拘り、それがいつも通りでないとう自傷、破壊等のパニックに繋がる。	母子家庭。 息子24歳自閉症。強度行動障害。 母、持病（乳がん）の為体調管理、通院必要。 息子のこだわりから、粗暴に対して母は対応苦慮。疲弊。
ニーズ	大雪で停電。みたいTV番組が見れないのでパニック。自傷している何とかしてほしい。	長野県全体で大停電。いつも見れるTVやPCが動かない。粗暴になりそうで怖い。
初期対応↓	計画相談者、電話相談受付。これまでどの様に対応しているかを聞く。 母の対応は障がい特性に配慮された対応と判断。それを行って欲しい旨アドバイス。 もしそれでダメなら支援員を出向かせ短期入所事業所の受け入れも準備すると話す。	計画相談者電話受付。 まずは粗暴から身を守るため安全な部屋への移動を勧める。 提携居宅介護事業所へTEL、いつでも出れる状態にするよう指示。 緊急受け入れ事業所（短期入所、日中一時事業所）へ連絡。いつでも受け入れられる様体制整える様指示。 両事業所体制整った時点で、その旨をお母さんにTEL。
早期対応↓		お母さんより。「安心しました。何かあったら再度TELします」との返事。
継続支援①↓		
②継続支援↓		
継続支援③↓		
支援機関	相談支援事業所 短期入所事業所	相談支援事業所 短期入所・日中一時事業所 居宅介護事業所
補足事項		
終結状況	母のこれまでの対応で何とか収まる。また短期入所事業所へ行くということが本人にとって圧力となったのかパニック収まる。	午前中に停電回復。終結。

表 10 高水福祉会 緊急対応ケース7

ケース7	
概況	●両親(二人とも聴覚障がい)、兄弟3人(いずれも知的障がい)の5人家族。
ニーズ	父から母と子供3人が暴力を受ける。母、警察に駆け込み、担当行政職員より家族を避難させて欲しいとの連絡あり短期入所事業所にTELあり。
初期対応↓	短期入所事業所管理者にTELあり。居室はないが、何とか公共スペースを部屋に簡易的に改造して家族4人の受け入れ了承する。受け入れ。
早期対応↓	翌日児童相談所、行政、基幹型相談センター、短期入所事業所、家族でケア会議。
① ↓ 継続支援	母は実家へ。長男、長女は児童養護施設へ。次男は入所事業所へ措置入所となる。
② ↓ 継続支援	
③ ↓ 継続支援	
支援機関	
補足事項	
終結状況	

(3) 社会福祉法人ゆうかり (鹿児島県鹿児島市)

社会福祉法人ゆうかりの調査結果のまとめを表11に、緊急対応における事例について整理したものを表12に示した。

表11 ゆうかり 事業概要のまとめ

事業実施法人名	社会福祉法人ゆうかり
事業対象福祉圏域	鹿児島市
圏域の概況	<p>○地域の特徴 鹿児島市は人口 60 万人の中核市である。鹿児島県における様々な社会資源が集中している。</p> <p>○現在の事業状況 (障害関係事業)</p> <p>①多機能型事業所 (生活介護 75 人 + 自立訓練 10 人 + 就労移行支援 10 人 + 就労継続支援 A 型 10 人 + 就労継続支援 B 型 10 人 + 施設入所 60 人・短期入所空床型 4 人)</p> <p>②居宅介護事業所 (居宅介護 + 行動援護 + 同行援護 + 重度訪問介護 + 移動支援) 契約者 57 名</p> <p>③障害者共同生活援助事業所 (13ヶ所 66名)</p> <p>④相談支援事業 (計画・一般・障害児)</p> <p>⑤児童発達支援事業</p> <p><圏域の概況></p> <p>1. 障害者数 (手帳所持者)</p> <p>①障害児・知的障害者: 4,747 人</p> <p>②身体障害者: 27,819 人</p> <p>③精神障害者: 4,845 人</p> <p style="text-align: right;"><平成 27 年 2 月 (精神は 26 年 12 月) 現在></p> <p>※何らかのサービスを受けている実数: 6,608 名 (計画相談対象者)</p> <p style="text-align: right;"><平成 26 年 11 月現在></p> <p>2. 資源状況</p> <p>入所系施設 19 カ所 (795 人)</p> <p>短期入所 26 カ所 (272 人)</p> <p>通所系施設 173 カ所 (3,480 人)</p> <p>居宅介護事業 100 カ所</p> <p>児童発達支援センター 8 カ所</p> <p>児童発達支援事業所 50 カ所 (1,483 人) ※センター含む</p> <p>放課後等デイサービス 53 カ所 (739 人)</p> <p>相談支援事業 (委託) 1 カ所 ※基幹相談支援センター</p> <p>グループホーム 31 カ所 (445 名) <平成 26 年 11 月現在></p>

<p>モデル事業を行う 事業形態 ※事業スキーム図 (必要に応じて)</p>	<p>鹿児島市障害者基幹相談支援センター（鹿児島市障害者虐待防止センター）をベースに、社会福祉法人ゆうかりにおけるショートステイ、ならびに相談支援事業所『くればす』、サービスセンター『くればす』の事業を活用すると共に、必要に応じてエリア内の事業所との連携を図りつつ対応する。将来的（平成 29 年度より）には地域生活支援拠点事業所にて、「緊急相談（24 時間 365 日の相談支援）」「緊急訪問」「緊急ステイ」を柱として実施予定であるが、現状は、即応性部分に難有りの面的整備との併用のイメージとなる。</p> <p>※鹿児島市障害者基幹相談支援センター（鹿児島市障害者虐待防止センター）は、平成 24 年 10 月より、鹿児島市内の相談支援事業所 33 箇所の運営法人によって、構成される運営協議会により運営。</p> <p>知的、精神、身体、子どもの各分野（各法人）から人員を派遣する形。4 法人のうち、代表法人が、鹿児島市からの受託というかたち。</p> <p>虐待防止センターも兼ねているため、緊急受付対応（夜間・休日の対応）は受託法人にて対応。</p>
<p>支援体制</p>	<p>鹿児島市障害者基幹相談支援センター（鹿児島市障害者虐待防止センター）5 名体制。 月曜日、火曜日、木曜日、金曜日、土曜日 10:00～18:00（水曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み） 虐待通報は、上記以外を 24 時間体制で、社会福祉法人ゆうかり（日中は事務職員、夜間は宿直・夜勤者）にて対応⇒将来的（平成 29 年度より）には地域生活支援拠点事業所にて対応予定。</p> <p>緊急時の対応は、ゆうかり学園のショートステイにて対応。ただし、立地に難有り。将来的（平成 29 年度）には、利便性の高いエリアにて対応予定。</p>
<p>財源等</p>	<p>鹿児島市障害者基幹相談支援センター（鹿児島市障害者虐待防止センター） 2,700 万円 ショートステイ等は個々のサービス給付による。（26 年度実績見込み）</p>
<p>現状の支援体制の 評価</p>	<p>基幹相談支援センタースタッフが対応できる時間帯はまったく問題ないが、虐待防止電話への夜間対応等、スタッフによっては対応が不完全ではないかという懸念があり、受託法人として悩ましい。</p> <p>24 時間いつでも電話をかけることができることで障害のあるご本人や家族からの安心感をもっていただける体制を目指したい。</p>
<p>圏域の課題</p>	<p>短期入所受入れ可能施設が、中心部に少なく（多くは中心部より車で 30 分程度）、利便性、即応性、目に見える安心として乏しい。今後、地域生活支援拠点施設が市街地に設置されることにより、それらの課題解決に有効に働きかけることができると思われる。</p>

<p>その他 ◎モデル事業の 枠組み</p>	<p>鹿児島市の人口 60 万に対して、一箇所の基幹相談支援センターで対応しているが、今後、地域生活支援拠点の対象範囲をどのように設定するか等、議論を尽くさねばならない。イメージとしては、再来年（平成 29 年度）中に開設し、鹿児島市北西部エリアを網羅可能であると考えている。</p> <p>モデル事業では、当法人のサービスセンター『くればす』の利用者へのアンケートを中心に現状の把握を行ったが、前述の通り、24 時間いつでも電話をかけることができることで障害のあるご本人や家族からの安心感をもっていただける体制を目指すとともに、即応性の高い派遣、受入れ（危機介入を含む）を実現できる事業内容の枠組みを検討していきたい。</p>
--------------------------------	--

表 12 ゆうかり 緊急対応ケース 1・2

	ケース 1	ケース 2
概況	<ul style="list-style-type: none"> ●養護学校小学部 4 年生 ●自閉症・行動援護 ●居宅・行動援護・放デイ・短期入所 等利用 ●母・本人・(三つ子の) 兄・姉 	<ul style="list-style-type: none"> ●養護学校中学部 3 年生 ●自閉症・行動援護 ●短期入所・居宅・行動援護 利用 ●母・本人 (母子家庭) ●※母方の両親と交流があるが行き来には時間を要する立地に在住。
ニーズ	◎父が急逝され、葬儀において母が喪主となり、家族も親類も本人の面倒をみれる状態ではない。	◎ (本人の) 祖父が倒れたため、母親が付き添う必要があり、本人の見守りができない状況になった。
初期対応↓	<ul style="list-style-type: none"> ●母親より行動援護事業所に電話相談 本人の葬儀への参加は難しい。 主の介護者である母は喪主ため、本人の見守りができない。 ①短期入所等を検討 →短期入所の受け入れ状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●母親より相談支援事業所、短期入所事業所、行動援護事業所等に電話相談 祖母も高齢のため、母が動く必要があるが、本人を連れての病院同行はできない。 ①短期入所等を検討 →短期入所の受け入れ状況の確認
早期対応↓	<ul style="list-style-type: none"> ②行動援護での支援を提案 ③行動援護計画を検討 →母と話し合い検討。スタッフ間で意見交換を行い事前準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ②行動援護での支援を組み合わせ提案 ③行動援護計画を検討 →母と話し合い検討。各事業所スタッフ間でも意見交換を行い事前準備を行う。
継続支援①↓	<ul style="list-style-type: none"> ④行動援護の実施 葬儀を行う地区まで訪問し、通夜、葬儀の間、本人と行動を共にする。 通夜と葬儀の 2 日間に分けて、必要時間に行動援護にて支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ④行動援護の実施 行動援護事業所による、外出同行にて夕食を摂り、短期入所施設まで送迎サービスを活用して、数日、短期入所施設を利用。 ⑤短期入所の受け入れ
継続支援②↓		<ul style="list-style-type: none"> ⑥翌日短期入所サービス事業所より送迎サービスを利用して学校へ通学。 ⑦④から⑥の流れを繰り返しながら、通学を継続する。
継続支援③↓	◎緊急時対応以外は、定期の支援体制に戻る。(行動援護の週 3 回の利用)	◎緊急時対応以外は、定期の支援体制に戻る。(行動援護の週 3 回の利用)
支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ①②相談支援・短期入所 (あさひが丘) ②③④行動援護 (サービスセンターくればす) 	<ul style="list-style-type: none"> ①②相談支援 (くればす) ①⑤⑥⑦短期入所 (明星学園) ③④⑦行動援護 (サービスセンターくればす)
補足事項	父親の地元が市外で葬儀場が遠いこともあり、母親は本人を短期入所でお預けするしかないと考えていた。家族、親戚の中に本人と上手に関わることができる人物がいなかったことだったため、現地での支援を提案した。	
最終状況	<ul style="list-style-type: none"> ○即日調整終了 ◎通夜、葬儀後に家族へ引き継ぎ。葬儀後の引き継ぎを以って終了。 	<ul style="list-style-type: none"> ○即日調整終了 ◎祖父の状態が落ち着いた後に、母が自宅へ戻り引き継ぎ。行動援護による外出支援後の引き継ぎを以って終了。

2. 多機能拠点整備型（単独型）

今回の調査対象事業所において、多機能拠点整備型の単独型として機能していると考えられたのは、新潟県上越市の社会福祉法人みんなでいきるの一つであった。この法人における調査結果のまとめを表13に、緊急対応における事例について表14～17に示した。

表13 みんなでいきる 事業概要のまとめ

事業実施法人名	社会福祉法人みんなでいきる障害福祉事業部りとららふ
事業対象福祉圏域	新潟県上越市
圏域の概況	<p>○地域の特徴</p> <p>上越市は、新潟県南西部（上越地方）に位置する都市である。特例市に指定されており、新潟県内では第3位の人口を擁するものの過疎地域にも認定されている。面積は横浜市の倍程度あり、人口は約20万である。非常に移動エリアの広い市である。平成23年から厚生労働省の「地域で障害者を支える体制づくりモデル事業」を経て、地域生活支援事業の「安心生活支援事業」の事業を実施している。</p> <p>○現在の事業状況（障害関係事業）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 生活介護（定員20名） ② 短期入所事業（定員4名） ③ 緊急短期入所事業（上越市委託事業）（緊急時1床） ④ 居宅介護等事業（居宅介護、行動援護、重度訪問介護） ⑤ 移動支援事業 ⑥ 相談支援事業（指定相談支援、障害児支援利用援助） ⑦ 安心生活支援事業（上越市委託事業） <p>1. 障害者数（手帳所持者）</p> <ol style="list-style-type: none"> ①障害児・知的障害者：1,431人 ②身体障害者：7,889人 ③精神障害者：1,434人 <平成25年4月現在> <p>※何らかのサービスを受けている実数：1579名（計画相談対象者） <平成27年3月現在></p> <p>2. 資源状況</p> <p>入所系施設 7カ所（308人）※宿泊型自立訓練・療養介護含む 短期入所 12カ所（69人） 通所系施設 30カ所（592人） 居宅介護事業 32カ所 児童デイ（放課後等デイサービス）7カ所（65人） 児童発達支援センター 1カ所 相談支援事業（委託） 5カ所 グループホーム 33カ所（201名） <平成27年3月現在></p>

<p>モデル事業を行う事業形態 ※事業スキーム図 (必要に応じて)</p>	<p>基本体制的な事業形態としては「緊急相談（24時間365日の相談支援）」「緊急訪問」「緊急ステイ」を柱として実施している。</p> <p>新潟県上越市からの委託事業「上越市安心生活支援事業」として実施。社会福祉法人みんなでいきる障害福祉事業部りとるらいふ「りとの家はなれ」（放課後等デイサービス、居宅介護等支援事業、相談支援、短期入所事業などを実施する複合施設）において、緊急時の危機介入を軸に上記の3つの事業を実施している。必要に応じてサービスを組み合わせ対応するが、障害福祉サービスになじまないケースも多い。またDVのケースなどで、障害のある本人から家族への暴力のケース、ホームレスで障害の疑いのある方の保護として、「りとの家はなれ」の短期入所での対応が難しい、あるいは馴染まないといった場合に別途、一軒家を活用してシェルター機能を本モデル事業で設けた。</p>
<p>支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安心生活支援事業として、24時間365日の運営。（メインコーディネーター1名、サブコーディネーター1名、サポート2名） ・夜間・休日は携帯電話による対応 <p>ケースによって、その時に対応できるスタッフが臨機応変に対応する。緊急のケースの場合、受け入れをまず行うが、原則として受け入れ時間は48時間としている。48時間の間に次の受け入れ先や手立てがない場合には48時間ごとに担当者会議を実施し、ケースが積み上がらないようにしている。</p>
<p>財源等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の「安心生活支援事業」900万円（委託） ・緊急短期入所事業 270万円 <p>障害福祉サービスの利用に繋がっている（あるいは繋がった）ケースについては個々のサービス給付の収入を見込んで対応している。（26年度実績見込み）</p>
<p>現状の支援体制の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 24時間365日の相談体制を敷いているが、現状では実質的に2人のスタッフで対応することは職員の疲弊感がある。 ・ 24時間いつでも電話をかけることができることで障害のあるご本人や家族からの安心感は強く、危機介入をすることで大事に至ることがなかった事例があり行政、地域からは「この事業は必要である」という評価をいただいている。 ・ 警察、児童相談所、保健所、上越市、パーソナルサポートセンター（生活困窮者支援法施行に伴うモデル事業実施団体）と定期的な意見交換、情報共有を行い、各機関との関係については良好なネットワークが構築されている。

<p>圏域の課題</p>	<p>《安心生活支援事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「緊急対応」「危機介入」を軸とした支援であるが、緊急の対応に至らないようにアプローチをすると委託の相談支援事業との住み分けが難しくなっているので「安心生活支援事業」と「委託相談」との間での調整が必要である。 ・ 上越市の圏域の状況を勘案すると、ゆくゆくは基幹相談支援センターと安心生活支援事業については統合する方向で検討をしている。 <p>《障害福祉サービス》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期入所の多くが長期利用になっているため緊急対応の短期入所があるものの1床のみということで対応ができないケースがある。 ・ 母親が長期入院するといった場合に、短期入所のたらい廻しのような状況が生まれてしまっている。 ・ 緊急対応でスタッフの負担が大きいのは、重度の行動障害を有する方が軽度の発達障害、あるいは人格障害のケースなどである。それ以外の方については地域のサービス資源である程カバーできている状況にある。 ・ 医療的なケアが必要な方への対応がほとんどできない。医療依存度の高い方の緊急時のサービスとして医療機関が実施している短期入所があるものの、使いにくい状況があり十分に活用できているとは言い難い。
<p>その他 ◎モデル事業の 枠組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで緊急時の支援が必要とされたケースについて、相談支援専門員の判断に基づきヒアリングを行った。 ・ 緊急対応が必要だったケースについて、次の見通しをなるべく早く持てるように、緊急受け入れ後48時間以内のサービス担当者会議を実施した。

表 14 みんなでいきる 緊急対応ケース 1・2

	ケース 1	ケース 2
概況	<ul style="list-style-type: none"> ● 普通小学校 3 年生 男児 ● 発達障害 (ADHD 診断) ● 祖父母・母・姉 (軽度発達) ● 移動支援利用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成人 (22 歳) 男性 ● 自閉症 ● 生活介護・行動援護 ● 父、母・本人
ニーズ	家で暴れて手がつけられない。 どこかで預かってもらえるところはないのか。	本人興奮状態、父、母の疲弊 (深夜帯)
初期対応	母より、コールセンターへ電話連絡 →コールセンターCo 自宅訪問 ①対象者間 (母、本人、他家族を一時的に引き離す) ②状況把握 (発端となった事象確認) ③本人: 鎮静を図るため、外出 (コールセンター建屋利用) *連絡受け同時に、児童相談所へ報告→児相相談員合流 《保護には至らず》	深夜帯 母よりコールセンターへ電話連絡 コールセンターCo 自宅訪問 ①家庭内において鎮静試みるが、不可 ②場面転換による鎮静、両親の休息の為、短期入所事業所の緊急利用
早期対応↓	その後、母より本人に手を上げてしまった。 児童相談所からあんしんコールセンターへ保護委託要請 (2泊3日) 保護解除に伴う関係者会議 ①家族からの SOS 発信先の確認 ②支援体制の確認	【翌日】 ③日中事業所へ送迎 ④担当相談員報告
継続支援①↓	保護解除後: 母からの発信→コールセンターCo 訪問→児童相談所報告 (コールセンター、児童相談所: 協働)	◆翌日 市、担当相談員、利用日中事業所へ報告 担当相談員→ケース会議開催 (支援体制の検討)
継続支援②	①あんしんコールセンター ②児童相談所 ③行政 (すこやかな暮らし支援室) ④春日新田小学校 ⑤医療 (県精神医療センター)	
継続支援③	姉: 発達障害診断あり →コールセンター対応経過あり (現在対応依頼なし) 本人: 服薬調整、入院待機中	一定量の短期入所の利用を希望があるが、実際の利用には至っていない。 睡眠障害あり。
支援機関	【支援継続中】 危急時訪問対応 ※主に土日、夜間: 連絡窓口	【危急時対応及び家庭からの依頼により対応行うこととする】

表 15 みんなでいきる 緊急対応ケース 3・4

	ケース 3	ケース 4
概況	<ul style="list-style-type: none"> ●成人（42歳）男性 ●アルコール依存（支援経過の中で診断受） ●福祉サービス利用なし ●父、母、本人（姉結婚し別世帯） 	<ul style="list-style-type: none"> ●成人（46歳）女性 ●精神障害（2級）→希死念慮あり ●過去就労移行支援利用あり、現在サービス利用なし ●父・母・本人 （母：1年前に末期肺がんにより他界）
ニーズ	母への暴言、家庭内での破壊行為。 母自身の疲弊	①自殺に失敗した ②父との不仲（別居の意向なし） ③遠くに行きたい
初期対応↓	姉よりコールセンター来信 休日夜間診療所紹介、仲介 →アルコール依存、中毒の可能性あり精神科薬の処方不可 →西城病院通院調整、仲介	①本人～主治医との相談を拒否→市、医療機関との情報共有（父同居の為、緊急対応は行わず） ②希死念慮が高まる→行動を起こす前にコールセンターへ電話をすることを確認。希死念慮の高まりを抑える狙い。
早期対応↓	面接、面会：母、父、本人 本人の状況確認／通院同行／現在までの経緯聞き取り 通院同行を本人同意を得る	【翌日】 自宅訪問：服薬状況の確認、市、医療機関との連絡調整
継続支援①↓	【翌日】 西城病院通院同行 （アルコール依存症疑い）→犀潟病院へ紹介 （アルコール依存症診断確定）→緊急入院（任意）	自殺企図発信→コールセンター ＊警察、消防、市、医療情報発信。捜索開始。 ①保護後、本人交えケース会議 ②関係機関役割調整（警察除く）
継続支援②↓	入院経過、退院後支援の必要可否確認	無断外出（父より市機関へ発信） →警察等機関による捜索。
継続支援③↓		困り感、相談ルートを確認 ①身体面→主治医（病院） ②心配事→すこやかな暮らし支援室 ③緊急事態→110 又は 119 ④希死念慮→こころの支援室 父の身体状況の不安等あり、地域包括との連携開始
支援機関	①あんしんコールセンター ②医療（独任法人犀潟病院） ④行政（保健所） ⑤行政（すこやかな暮らし支援室）	①あんしんコールセンター ②行政（すこやかな暮らし支援室） ③基幹相談（障害者相談支援センター） ④医療（西城病院） ⑤警察
補足事項	[対応期間／2日間] 父：悪性膠芽腫（余命宣告） 家族より、父存命中の具体的支援を希望。 当支援開始「1/3」 父他界「同年 5/26」	[対応期間／約1ヶ月] ※ 捜索願いの届け出をし、警察の捜索→2回。 ※ 自殺企図による体調不良（入院には至らず）→2回 ※ 本人から電話連絡→多い時で3～5／日
終結状況	<ul style="list-style-type: none"> ●入院をもってコールセンター対応一旦終了。 ※今後、在宅に戻った際、家族、機関からの依頼により対応を行う。 	【関係者会議継続中】 障害者相談支援センター、行政機関のバックアップ支援を主とし対応。

表 16 みんなでいきる 緊急対応ケース5・6

	ケース 5	ケース 6
概況	<ul style="list-style-type: none"> ●成人（18歳）男性 ●自閉症・区分4 ●生活介護・行動援護・SS利用 ●父母・祖父母・本人 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童（15歳）女性 ●レット症候群 ●放DS・SS利用 ●父母・本人・弟妹
ニーズ	◎本人母親の父の葬儀のため。両親が2日間家を不在にするため預かってもらいたい。県外に住む祖父の葬儀に参列させたい	○主介護者の母親が疾病手術のため緊急入院することになる。父親は仕事があり、入院中・術後の朝の登校、放課後支援が必要。
初期対応↓	<ul style="list-style-type: none"> ●母親より相談員に直接連絡 →即調整作業開始 ①市内短期入所事業所に受け入れ依頼 →満床のため受け入れ不可 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校より相談員に連絡 ●即日、父と連絡取り、今後の対応について検討 ①近隣に住む祖父母が対応可能な日は協力を仰ぐ
早期対応↓	<ul style="list-style-type: none"> ②上記を市担当課に報告、および相談し緊急SS枠を利用することとなる。 受け入れ先に早朝からの支援を依頼。 ③行動援護事業所に支援の依頼 ◆（初期対応の継続） ③臨時ケアプランの作成 ○各事業所への入・退所時刻の確定 ○入・退所時刻の確定 ○最終日、母が戻るまで生活介護事業所で延長対応 ④ご家族および各事業所へ支援計画の口伝 	<ul style="list-style-type: none"> ②寄宿舍の増を学校に依頼 →放DS利用等、放課後の体制が整うまで週1回の舎泊を週2回に増 ③放DS利用の増 →これまで利用していた事業所のみでは支えきれないことから、事業所を増やし受け入れをしてもらおう。同時に入浴支援の依頼。 ④短期入所事業所（利用実績あり）に受け入れ依頼 →受け入れ可能な範囲で短期入所利用 ⑤家族での登校支援が不可能な時に福祉有償による送迎実施
継続支援①↓		
継続支援②↓		
継続支援③↓		
支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ①短期入所事業所（上越市緊急ショート枠） ②行動援護事業所（びっと） ③生活介護事業所（居多さくら工房） 	<ul style="list-style-type: none"> ①短期入所事業所（りとるらいふ） ②放課後等DS事業所（ららん・南さくら工房） ③福祉有償運送（りとるらいふ） ④上越特別支援学校・寄宿舍
補足事項		※
最終状況	<ul style="list-style-type: none"> ○即日に調整完了 ●両親帰宅を以って終了 	<ul style="list-style-type: none"> ○2～3日以内に調整完了 ●母退院後の療養後を以って終了

表 17 みんなでいきる 緊急対応ケース 7

ケース 7	
概況	<ul style="list-style-type: none"> ●成人男性 ●知的障害・区分 3 ●就労継続 B・SS 利用 ●継父（単身赴任）・本人
ニーズ	○主介護者の母親が精神科へ入院することになる。継父は単身赴任中。 母入院中（約 1～2 ヶ月）の支援が必要。
初期対応↓	<ul style="list-style-type: none"> ●母より相談員に連絡 ●即日、日中事業所、短期入所事業所（複数）、市担当課を交え緊急ケース会議実施。 <p>隣市の GH 内の SS 枠を使って SS 受け入れ開始</p> <p>※市窓口へ報告⇒支給量の変更およびサービス等利用計画の変更</p>
早期対応↓	利用開始後、関係機関との情報共有会を開催
① 継続支援↓	利用開始後、関係機関との情報共有会を開催
② 継続支援↓	母退院となるが、体調不安も大きく、SS 継続利用の調整
継続支援③↓	
支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ①短期入所事業所（おおりり） ②就労継続 B 事業所（かなやの里ワークス）
補足事項	母入院先の P S W、計画相談支援導入前に関わりのある相談員（障害者相談支援センター）と随時連携
最終状況	●一時的な緊急措置は完了したが、母の体調等を勘案しながら継続フォローが必要